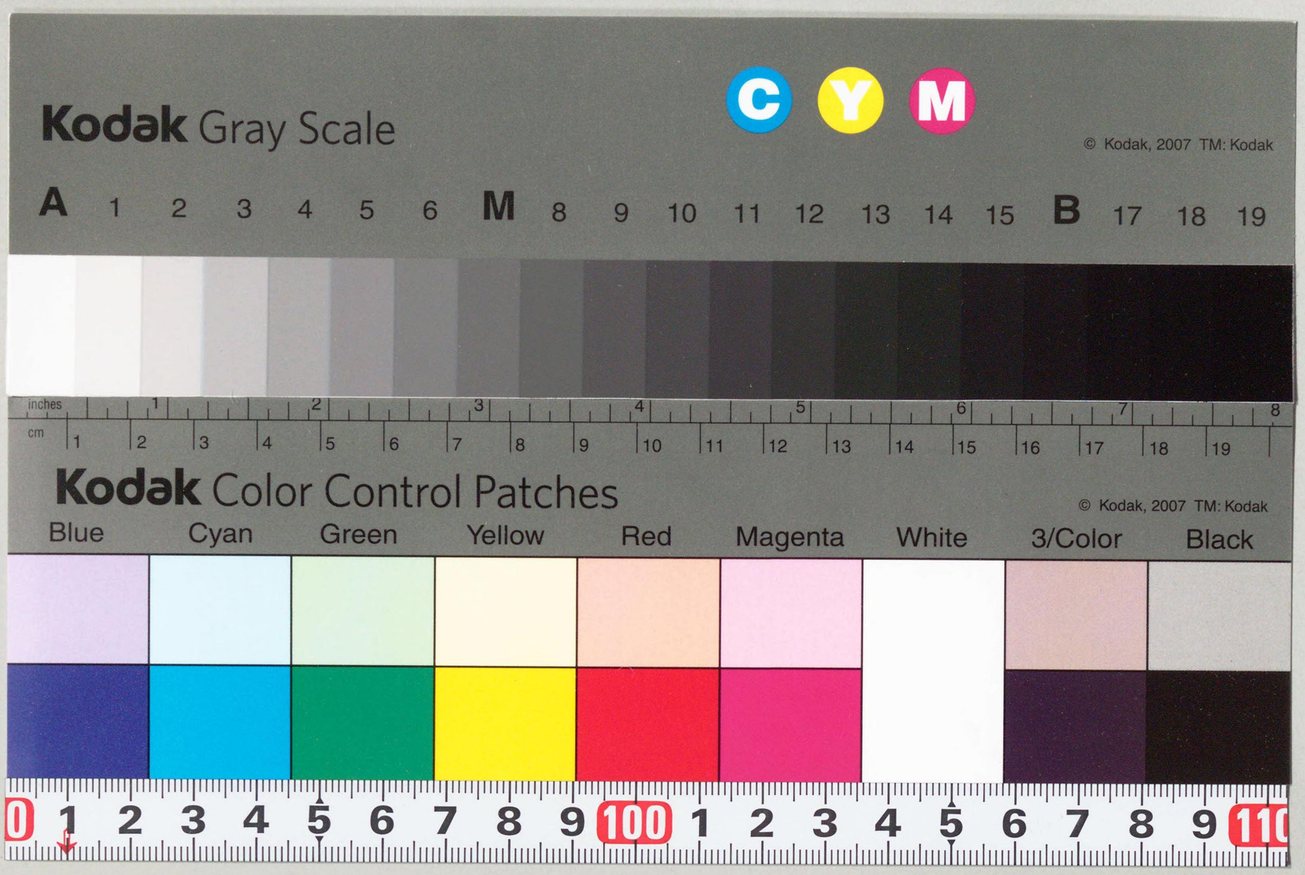

CZ-4-3
1200404246531
CZ
4
3
禁電

第四十二回国会制定法

会期 {昭和三十七年十二月　八　日から / 昭和三十八年十二月二十三日まで} 昭37法163・法164・昭38法1

参議院法制局

第四十二回国会制定法

会期 {昭和三十七年十二月　八　日から
昭和三十七年十二月二十三日まで}

参議院法制局

320.91
Sa594ho

凡例

一、本書は、第四十二回国会（臨時会）（昭和三十七年十二月八日から昭和三十七年十二月二十三日まで）を通過成立して公布された法律三件（内閣提出）―昭和三七年法律第一六三号、第一六四号及び昭和三八年法律第一号―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

國會圖書館
38. 5. -2
圖書館藏書

606623

目　次

法律第百六十三号　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和三十七年十二月二十六日公布）……一
法律第百六十四号　昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭和三十七年十二月二十六日公布）……三
法　律　第　一　号　農林省設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年一月十六日公布）……六

件名索引（五十音順）

（注）○印は、第四十二回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて廃止された法律を示す。
例えば、
△漁業制度調査会設置法（昭三三―法一四六）廃止（昭三八―法一）とあるのは、昭和三十八年法律第一号（農林省設置法の一部を改正する法律）によつて、漁業制度調査会設置法（昭三三―法一四六）が廃止されたことを示す。

（き）

△漁業制度調査会設置法（昭三三―法一四六）廃止（昭三八―法一）……一五

（し）

○昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭三七・一二・二六・法一六四）……三

（す）

△水産庁設置法（昭二三―法七八）廃止（昭三八―法一）……一五

（ち）

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭三七・一二・二六・法一六三）……一

△地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭三三―法一八八）廃止（昭三七―法一六三）……二

（の）

○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三八・一・一六・法一）……六

部門別索引

（注）一、第四十二回国会を通過成立した法律を、第一憲法、第二地方制度及び第三農林・水産の三部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて廃止された法律を示す。

例えば、

△水産庁設置法（昭二三―法七八）廃止（昭三八―法一）とあるのは、昭和三十八年法律第一号（農林省設置法の一部を改正する法律）によつて、水産庁設置法（昭二三―法七八）が廃止されたことを示す。

第一　憲　法

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭三七・一二・二六・法一六三）……一

△地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭三三―法一八八）廃止（昭三七―法一六三）……二

第二　地方制度

○昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭三七・一二・二六・法一六四）……三

第三　農林・水産

○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三八・一・一六・法一）……六

△水産庁設置法（昭二三―法七八）廃止（昭三八―法一）……一五

△漁業制度調査会設置法（昭三三―法一四六）廃止（昭三八―法一）……一五

◉地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日）

第一条 昭和三十八年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の選挙にあつては昭和三十八年四月十七日、指定都市（以下「指定都市」という。）の選挙にあつては昭和三十八年四月十七日、指定都市以外の市（特別区を含む。以下同じ。）及び町村（全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下同じ。）の選挙にあつては同月三十日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和三十八年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行なうべき事由が生じた場合（市の合併の特例に関する法律（昭和三十七年法律第百十八号）第二条第二項の新都市の議会の議員及び長について、公職選挙法第百十七条の規定により選挙を行なうべき事由が生じた場合を除く。）において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和三十八年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

（告示の期日）

第二条 前条の規定により行なわれる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分により告示しなければならない。

一 都道府県知事の選挙にあつては、昭和二十八年三月二十三日に

二 指定都市の長の選挙にあつては、昭和三十八年三月二十八日に

三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、昭和三十八年四月二日に

四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和三十八年四月二十日に

五 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和三十八年四月二十三日に

（同時選挙）

第三条 第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行なう。

2 第一条の規定により行なわれる指定都市の選挙及び当該指定都市の区域を包括

する都道府県の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行なう。

（重複立候補の禁止）

第四条　第一条の規定により昭和三十八年四月十七日に行なわれる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙が行なわれる区域の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月三十日に行なわれる選挙における公職の候補者となることができない。

2　前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第二号（同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。）及び第八十六条第九項の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（選挙運動のために使用できる自動車）

第五条　第一条の規定により行なわれる選挙について、公職選挙法第百四十一条の規定を適用する場合においては、同条第三項本文中「町村の議会の議員及び長」とあるのは、「都道府県の議会の議員、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市及び町村の議会の議員及び長」とする。

（後援団体に関する寄附等の禁止期間）

第六条　第一条第一項の規定により行なわれる選挙について、公職選挙法第百九十九条の五の規定を適用する場合においては、同条の「一定期間」とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

（政令への委任）

第七条　第一条の規定により行なわれる選挙の手続その他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（他の法律の廃止）

2　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和三十三年法律第百八十八号）は、廃止する。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第百六十四号（昭三七・一二・二六）

◉昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律

昭和三十七年度分に限り、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十二条第一項の表に定める単位費用は、同項の規定にかかわらず、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
			円 銭
一　都道府県	警察費	警察職員数	一人につき　六二二、一〇〇〇
二　都道府県	土木費		
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　二六二〇
		道路の延長	一メートルにつき　一五六〇〇
	2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　三五一一三
		木橋の延長	一メートルにつき　一一、一八〇〇〇
	3　河川費	河川の延長	一メートルにつき　三七〇九
	4　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき　二、一四六〇〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　四、四〇〇〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき　五六〇一
		面積	一平方キロメートルにつき　七六四、三〇六〇〇
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき　三五六〇〇
三　都道府県	教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　二四八、一五〇〇〇
		学校数	一校につき　七八、一五〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　二五七、二六〇〇〇
		学校数	一校につき　七八、一五〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　四五三、七〇〇〇〇
		生徒数	一人につき　四、三八一〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき　九一五五
		盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　八一、五三三〇〇
四　都道府県	厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　二三九九〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一〇五五三
	3　衛生費	人口	一人につき　二四六六〇
	4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき　二三三〇〇
		失業者数	一人につき　三〇、二八七〇〇
五　都道府県	産業経済費		
	1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき　一、九七七〇〇
		農家数	一戸につき　三、一〇〇〇

2 費	林野行政	林野の面積	一町歩につき 一、七六三、〇〇〇
3 費	水産行政	水産業者数	一人につき 一〇、八〇六、〇〇〇
4 費	商工行政	商工業の従業者数	一人につき 五七、〇〇〇、〇〇〇
六、その他の行政費			
1	徴税費	道府県税の税額	千円につき 一一七一五
2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき 三九、一〇〇、〇〇〇
3	その他の諸費	人口	一人につき 四七七、〇〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき 一四一、〇〇〇、〇〇〇
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき 九五
八 費	特定償償還	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき 二五
一	消防費	人口	一人につき 三四七、七一一
二	土木費		
1 費	道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 一〇七二
		道路の延長	一メートルにつき 一一五四
2 費	橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき 三一九、一六
		木橋の延長	一メートルにつき 七八四、二四

3	港湾費	港湾（漁港を含む）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき 二、一〇六、〇〇〇
		港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長	一メートルにつき 四、四〇〇、〇〇〇
4 費	都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき 一二一、一四
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき 一一八七
5	その他の土木費	人口	一人につき 四五六九
三	教育費		
1 費	小学校費	児童数	一人につき 一、六四六、〇〇〇
		学級数	一学級につき 五四、八六四、〇〇〇
		学校数	一校につき 三五〇、六四一、〇〇〇
2	中学校費	生徒数	一人につき 一、五五〇、〇〇〇
		学級数	一学級につき 五一、六七三、〇〇〇
		学校数	一校につき 三四九、八七九、〇〇〇
3 費	高等学校費	教職員数	一人につき 四一七、九〇〇、〇〇〇
		生徒数	一人につき 四、三〇一、〇〇〇
4	その他の教育費	人口	一人につき 一九九、三〇
四	厚生労働費		
1 費	生活保護費	市部人口	一人につき 二〇四七一
2	社会福祉費	人口	一人につき 六〇、一六
3	衛生費	人口	一人につき 二五二、二六
4	労働費	失業者数	一人につき 三〇、二八七、〇〇

五	産業経済費		
1 費	農業行政費	農家数	一戸につき 二、〇五九、〇〇
2 費	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき 二四八、〇〇
3	その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき 一、四五八、五二
六	その他の行政費		
1	徴税費	市町村税の税額	千円につき 一二四、二五
2	戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき 三八八一
		世帯数	一世帯につき 一五五、五一
3	その他の諸費	人口	一人につき 六七一、〇八
		面積	一平方キロメートルにつき 三三二、〇〇〇、〇〇〇
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき 九五
八	特定償償還	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき 二五

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前すでに地方団体に交付された昭和三十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額は、昭和三十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の概算交付額とみなす。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第一号（昭三八・一・一六）

◉農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第五条―第十二条）」を「（第五条―第十二条の二）」に、「農地事務局」を「地方農政局」に、「（第四十四条―第七十三条）」を「（第四十四条―第八十九条）」に、「第三節　水産庁（第七十三条）」を「第三節　水産庁　第一款　総則（第七十三条・第七十四条）　第二款　内部部局（第七十五条―第八十条）　第三款　附属機関（第八十一条―第八十八条）　第四款　地方支分部局（第八十九条）」に、「（第七十四条・第七十五条）」を「（第九十条・第九十一条）」に改める。

第四条第六十二号及び第六十三号を次のように改める。

六十二　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づき漁業の免許又は許可を与えること。

六十三　水産業協同組合その他水産庁の所掌事務に係る団体につき許可又は認可を与えること。

第四条中第六十五号を第七十二号とし、第六十四号を第七十一号とし、第六十三号の次に次の七号を加える。

六十四　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）に基づき指定機関を指導監督すること。

六十五　水産物及び水産業専用物品（漁船を含む。）の検査を行なうこと。

六十六　漁船保険及び漁船乗組員給与保険の再保険事業並びに中小漁業融資保証保険事業を行なうこと。

六十七　漁船の建造、改造及は転用の許可を与えること。

六十八　漁港の修築、維持管理及び災害復旧に関し指導監督及び助成を行ない、並びに漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行なうこと。

六十九　漁港の区域に係る海岸保全区域内における海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧の事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに当該海岸保全区域の管理につき指導監督及び助成を行ない、並びに漁港海岸保全事業を行なうこと。

七十　漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可を与えること。

第五条第一項中「五局」を「六局」に、「農地局　振興局」を「農政局　農地局」に、「蚕糸局」を「蚕糸局　園芸局」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　農林経済局に統計調査部を、農政局に普及部を、農地局に管理部、計画部及び建設部を置く。

第七条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一項第一号から第二十二号までを次のように改める。

一　農林畜水産業に関する金融制度の企画及び資金についての調整を行なうこと。

二　農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会その他の金融業務を行なう団体及びこれらの団体の行なう金融業務の指導監督を行なうこと。

三　農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）に基づいて、都道府県が利子補給及び出資を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

四　農業近代化助成資金を管理すること。

五　天災により被害を受けた農林漁業者等に対し貸し付けられる資金につき地方公共団体が利子補給及び損失補償を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

六　農林省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

七　農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督を行なうこと。

八　農林省の所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行なうこと。（蚕糸局の所掌に属することを除く。）

九　農山漁家の経営改善のためにする農村工業及び副業の指導助成を行なうこと。

十　肥料の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する肥料の生産に関することで次号に掲げるもの以外のものを除く。）

十一　臨時肥料需給安定法（昭和二十九年法律第百七十二号）に基づく硫酸アンモニアその他重要肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格の調査に関すること。

十二　肥料の検査に関すること。

十三　農林畜水産物の消費の増進及び改善に関する事務を総括すること。

十四　中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

十五　日本農林規格に関すること。

十六　農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

十七　農林省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関すること及び輸出入に関する連絡調整を行なうこと。

十八　農林省の所掌事務に係る物資についての関税に関する事務のうち農林省の所掌に係るものを総括すること。

十九　農林省の所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

二十　農畜産業に関する共済及び保険に関すること。

二十一　前号の共済及び保険に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

二十二　農業共済再保険特別会計の経理を行なうこと。

第八条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二十三号」を「前項第二十三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条を削り、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（農政局の事務）

第九条　農政局においては、左の事務をつかさどる。

一　農業行政に関する企画を行なうこと。

二　農業経営の改善を図ること。

三　農業労働に関すること。

四　農業者に関する租税、公課その他の負担に関する連絡調整を行なうこと。

五　農業構造の改善に関する施策につき調整を行なうこと。

六　農業構造の改善に関する調査を行なうこと。

七　農業構造改善事業に関し指導及び助成を行なうこと。

八　農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関す

ること。

九　農山漁村における電気導入に関すること。

十　農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

十一　農林漁業団体職員共済組合の指導監督及び助成を行なうこと。

十二　農業倉庫に関すること。

十三　農作物の作付体系の合理化に関すること。

十四　米穀、麦類その他の穀類（豆類を除く。）及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（食糧庁の所掌に属することを除く。）

十五　農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）に基づいて、都道府県の行なう資金の貸付けにつき助成を行なうこと。

十六　農業機械化の促進に関すること。

十七　病虫害の防除及び輸出入植物の検疫に関すること。

十八　農機具、農薬その他の農業専用物品（肥料を除く。以下この号及び次号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関することを除く。）

十九　第十四号に規定する農産物及び農業専用物品の検査に関すること。（農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）による検査に関することを除く。）

二十　農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。

二十一　農業（畜産業を含み、蚕糸業を除く。第二十三号において同じ。）及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換を図ること。

二十二　農業改良助長法に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

二十三　農業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

2　普及部においては、前項第二十一号から第二十三号までに掲げる事務をつかさどる。

第十二条の次に次の一条を加える。

（園芸局の事務）

第十二条の二　園芸局においては、左の事務をつかさどる。

一　園芸農産物等（第九条第一項第十四号に規定する農産物及び蚕系以外の農産物をいう。以下この条において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

二　園芸農産物等の生産及び流通につき、これらに関する団体を指導監督すること。

三　園芸農産物等の需要及び供給に関する調査を行なうこと。

四　園芸農産物等の検査に関すること。（農産物検査法による検査に関することを除く。）

第十七条中「肥料検査所」を「肥飼料検査所」に、「農薬検査所」を「農薬検査所」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（肥飼料検査所）

第二十三条　肥飼料検査所は、肥料及び飼料の検査を行なう機関とする。

2　肥飼料検査所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東京肥飼料検査所	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県
札幌肥飼料検査所	札幌市	北海道
仙台肥飼料検査所	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
名古屋肥飼料検査所	名古屋市	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
神戸肥飼料検査所	尼崎市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡肥飼料検査所	福岡市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

3　肥飼料検査所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十四条の二を削る。

第三十五条中「農地事務局」を「地方農政局」に改める。

「第一款　農地事務局」を「第一款　地方農政局」に改める。

第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

（所掌事務）

第三十六条　地方農政局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一　農畜産業経営の改善に関すること。

二　農畜産物及び農畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三　農畜産業に関する団体及び農林省の所掌に係る商工業に関する団体の指導監督及び助成に関すること。

四　農林省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

五　農業構造改善事業に関する指導及び助成並びに農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。

六　農畜産業に関する資金の調整、その資金の融通の業務についての指導監督、農業近代化資金、農業改良資金等に係る地方公共団体の経費についての助成その他農畜産業に関する金融に関すること。

七　農業労働に関すること。

八　農業倉庫に関すること。

九　農畜産業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換に関すること。

十　自作農の創設及び維持並びに農地の移動廃用についての統制その他農地関係の調整に関すること。

十一　土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画並びに開拓及び土地改良事業に関する長期計画及び地区計画に関すること。

十二　開拓者資金の融通、入植者に対する営農の指導助成その他開拓営農に関すること並びに海外移住に関すること。

十三　開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関する指導監督及び助成に関すること。

十四　国営に係る開墾建設工事及び土地改良事業の実施並びにその実施に伴い必要を生じ、又はその実施と工事施工上密接な関連のある工事の受託及びその実施に関すること。

十五　農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業及び農地の保全に係る地すべり又はぼた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成並びに国営に係る当該海岸保全施設に関する事業及び当該地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

十六　家畜等の改良及び増殖に関すること。

十七　草地の改良整備に関すること。

（名称、位置、管轄区域及び内部組織）

第三十七条　地方農政局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東北農政局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	金沢市	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	京都市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	熊本市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2　地方農政局の内部組織については、政令で定める。

第三十八条　削除

第三十九条中「農地事務局」を「地方農政局」に改める。

第四十条及び第四十一条を次のように改める。

第四十条及び第四十一条　削除

第四十六条中「第六十四号及び第六十五号」を「第七十一号及び第七十二号」に改める。

第四十八条第五号中「（昭和二十六年法律第百四十四号）」を削る。

第五十六条第三項中「振興局長」を「農政局長、園芸局長」に改める。

第五十九条中「第五十号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号」を「第五十号から第六十一号まで、第七十一号及び第七十二号」に改める。

第六十条中「三部」を「四部」に、「林政部」を「林政部　職員部」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（職員部の事務）

第六十一条の二　職員部においては、左の事務をつかさどる。

一　林野庁の職員の給与その他の労働条件に関すること。

二　林野庁の職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関すること。

三　公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

四　林野庁の職員の安全、衛生、医療その他福利厚生に関すること。

五　林野庁の職員の教養及び訓練に関すること。

六　林野庁共済組合に関すること。

第七十五条第一項の表中「二九、四四六人」を「三〇、二六六人」に、「一、〇六九人」を「一、〇七七人」に、「一、七四〇人」を「一、七七四人」に、「六一、二〇一人」を「六二、〇六三人」に改め、第四章中同条を第九十一条とし、第七十四条を第九十条とする。

第三章第三節を次のように改める。

第三節　水産庁

第一款　総則

（水産庁の任務及び長）

第七十三条　水産庁は、水産資源の保護培養、漁業調整、水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整その他水産業の発達改善に関する事務を行なうことを主たる任務とする。

2　水産庁の長は、水産庁長官とする。

（水産庁の権限）

第七十四条　水産庁は、その所掌事務を遂行するため、第四条第一号から第十五号の二まで、第十六号の五、第十六号の六、第二十号及び第六十二号から第七十二号までに掲げる権限を行使する。

第二款　内部部局

（内部部局）

第七十五条　水産庁に長官官房及び左の四部を置く。

漁政部
生産部
漁港部
調査研究部

（長官官房の事務）

第七十六条　長官官房においては、人事、会計その他の庶務並びに水産庁の所掌事務で部及び他の機関の所掌に属しないものをつかさどる。

（漁政部の事務）

第七十七条　漁政部においては、左の事務をつかさどる。

一　水産行政に関する企画を行なうこと。

二　水産業経営の改善を図ること。

三　水産業協同組合、漁業信用基金協会、漁価安定基金その他水産業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

四　北方協会に関すること。

五　沿岸漁業、沖合漁業及び内水面漁業について免許、許可その他指導監督を行なうこと。

六　沿岸漁業構造改善事業に関し指導及び助成を行なうこと。

七　水産増殖に関すること。

八　漁船保険及び漁船乗組員給与保険に関すること。

九　中小漁業融資保証保険に関すること。

十　漁船再保険特別会計及び中小漁業融資保証保険特別会計の経理を行なうこと。

十一　輸出水産業の振興に関する法律に基づき指定機関の指導監督を行なうこと。

十二　水産物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十三　氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること並びに冷凍及び冷蔵に関すること。

十四　水産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十五　水産物及び水産業専用物品の検査に関すること。

十六　水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材に関すること。

（他省の所掌に属することを除く。）

十七　水産に関する経済的社会的諸問題の調査研究並びに水産に関する資料の収集及び保管に関すること。

（生産部の事務）

第七十八条　生産部においては、左の事務をつかさどる。

一　遠洋漁業について許可その他指導監督を行なうこと。

二　遠洋漁業に係る漁場の維持及び開発に関すること。

三　漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。

四　漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。

五　漁船の設計に関する技術並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督を行なうこと。

六　漁船の設計並びに漁船に関する試験及び調査研究を行なうこと。

（漁港部の事務）

第七十九条　漁港部においては、左の事務をつかさどる。

一　漁港の修築、維持管理及び災害復旧に関し指導監督及び助成を行なうこと。

二　漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行なうこと。

三　漁港海岸保全事業及び漁港の区域に係る海岸保全区域の管理に関し指導監督及び助成を行なうこと。

四　漁港海岸保全事業を行なうこと。

五　漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、漁港の指定、漁港の整備計画その他漁港に関すること。

（調査研究部の事務）

第八十条　調査研究部においては、左の事務をつかさどる。

一　水産資源、水産増殖、水産加工その他水産に関する自然科学的の試験及び調査研究（漁船に関するものを除く。）並びにこれらに関する資料の取りまとめに関すること。

二　水産に関する技術の普及交換を図ること。

三　漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。

第三款　附属機関

（附属機関）

第八十一条　第八十八条に規定するもののほか、水産庁に左の附属機関を置く。

水産研究所

日光養魚場

北海道さけ・ますふ化場

水産大学校

真珠検査所

真珠研究所

（水産研究所）

第八十二条　水産研究所は、水産に関する試験研究、調査、分析、鑑定及び講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行なう機関とする。

2　水産研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
北海道区水産研究所	北海道塩釜市
東北区水産研究所	東京都
東海区水産研究所	高知市
南海区水産研究所	長崎市
西海区水産研究所	新潟市
日本海区水産研究所	広島市
内海区水産研究所	東京都
淡水区水産研究所	

3　農林大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地に水産研究所の支所を設けることができる。

4　水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

（日光養魚場）

第八十三条　日光養魚場は、淡水魚の養殖並びに種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

2　日光養魚場は、栃木県に置く。

3　日光養魚場の内部組織については、農林省令で定める。

（北海道さけ・ますふ化場）

第八十四条　北海道さけ・ますふ化場は、さけ類及びます類のふ化及び放流を行なう機関とする。

2　北海道さけ・ますふ化場は、北海道に置く。

3　農林大臣は、北海道さけ・ますふ化場の事務を分掌させるため、所要の地に北海道さけ・ますふ化場の支場又は事業場を設けることができる。

4　北海道さけ・ますふ化場の内部組織並びに支場及び事業場の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

（水産大学校）

第八十五条　水産大学校は、水産に関する学理及び技術の教授及び攻究を行なう機関とする。

2　水産大学校は、下関市に置く。

3　水産大学校の内部組織については、農林省令で定める。

（真珠検査所）

第八十六条　真珠検査所は、真珠の検査を行なう機関とする。

2　真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
東京真珠検査所	東京都
神戸真珠検査所	神戸市

3　真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。

（真珠研究所）

第八十七条　真珠研究所は、左に掲げる事項を行なう機関とする。

一　真珠貝に関する試験研究及び調査

二　真珠貝の優良な種苗の生産及び配布

三　真珠貝の種苗の生産技術及び真珠貝の養殖技術の普及

四　真珠の養殖の密度その他真珠に関する試験研究及び調査

五　真珠に関する知識の普及

2　真珠研究所は、三重県に置く。

3　農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。

4　真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。

（その他の附属機関）

第八十八条　左の表の上欄に掲げる機関は、水産庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
中央漁業調整審議会	漁業法の施行に関する重要事項を審議すること。
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会	瀬戸内海における漁業調整を行なうこと。
玄海連合海区漁業調整委員会	玄海における漁業調整を行なうこと。
有明海連合海区漁業調整委員会	有明海における漁業調整を行なうこと。
漁港審議会	漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の施行に関する事項を調査審議すること。
真珠養殖事業審議会	真珠養殖事業法（昭和二十七年法律第九号）の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。
輸出水産業振興審議会	輸出水産業の振興に関する法律の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。
漁船再保険審査会	漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）により政府の行なう再保険に関する事項を審査すること。

4　漁業調整事務局及び漁業調整事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
北海道漁業調整事務所	札幌市
仙台漁業調整事務所	仙台市
新潟漁業調整事務所	新潟市
香住漁業調整事務所	兵庫県
瀬戸内海漁業調整事務局	神戸市
福岡漁業調整事務所	福岡市
有明海漁業調整事務局	大牟田市

2　中央漁業調整審議会、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会については漁業法、漁港審議会については漁港法、真珠養殖事業審議会については真珠養殖事業法、輸出水産業振興審議会については輸出水産業の振興に関する法律、漁船再保険審査会については漁船損害補償法の定めるところによる。

第四款　地方支分部局

（漁業調整事務局及び漁業調整事務所）

第八十九条　水産庁に、地方支分部局として、漁業調整事務局及び漁業調整事務所を置く。

2　漁業調整事務局及び漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関する事務を分掌する。

3　漁業調整事務局及び漁業調整事務所の名称及び位置は、左の通りとする。

については、農林省令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年一月二十日から施行する。ただし、第三十五条、第二章第三節第一款の款名、第三十六条から第三十八条まで及び第三十九条の改正規定は、公布の日から起算して五月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　農林本省の本省、食糧庁及び水産庁の定員は、農林省設置法第九十一条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

本省	昭和三十八年一月二十日から同月三十一日まで	九四人
	昭和三十八年二月一日から同月二十八日まで	九人
食糧庁	昭和三十八年一月二十日から前項ただし書に規定する政令で定める日の前日まで	一五人
水産庁	昭和三十八年一月二十日から前項ただし書に規定する政令で定める日の前日まで	五人

3　次に掲げる法律は、廃止する。

一　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）

二　漁業制度調査会設置法（昭和三十三年法律第百四十六号）

4　水産庁の従前の機関（漁業制度調査会を除く。）及びその職員は、改正後の農林省設置法第三章第三節の規定に基づく相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

（農林・内閣総理大臣署名）

国立国会図書館

（大蔵省印刷局製造）